北里宮原線活力創出基盤交付金(道路改築)工事、特記仕様書

第1編 特記仕様書(工事) 第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は「令和7年度 活力基盤改築 第1318-0-101号 北里宮原線活力 創出基盤交付金(道路改築)工事」に適用する。

第2条 目的

本工事は、県道北里宮原線の尻江田工区における道路改築工事を促進することを目的としている。

第3条 現場遠隔臨場試行対象工事

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等による受発注者双方の業務効率化を目指し、動画撮影用のモバイル端末、ウェアラブルカメラ等と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」および「協議」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場は『熊本県土木部「建設現場の遠隔臨場」試行要領』の内容に従い 実施するものとし、業務効率化のツールとして積極的な活用を行う。

2. 遠隔臨場の実施の事前確認

受注者は、工事契約後速やかに監督職員との双方向通信の状況について確認を行う。 また、受注者は遠隔臨場実施に要する費用(使用する機器やライセンス料など)の 見積書を遠隔臨場の実施前に発注者へ提出すること。

3. 実施内容

(1) 遠隔臨場の適用・不適用の確認

現場条件や確認内容により試行要領の別表1~3に示す適用が一致しない場合も想定されることから、適用・不適用については、適宜受発注者で確認することとする。

(2) 段階確認・材料確認、立会等での確認

受注者が動画撮影用のモバイル端末やウェアラブルカメラ等により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」および「協議」を行うものである。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4)機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のモバイル端末やウェアラブルカメラ等は受注者が 手配、設置するものとする。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。

(6) アンケート調査等への協力

受発注者は、今回の試行を通じた効果の検証及び今後の課題抽出のため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、 『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年5月26日』等に従い、監 督処分を実施する場合がある。

第4条 週休 2 日試行工事

本工事は週休2日試行工事(週休2日(現場閉所型)工事)の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) (令和6年4月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

第5条 工事数量

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。

なお、数量に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、契約変更の対象とすることができるものとする。また、施工に当たっては下記に留意すること。

受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第6条 適用基準

本工事施工に当たっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書(熊本県土木部 平成31年4月)、土木工事施工管理基準(熊本県土木部 平成31年4月)によらなければならない。

第7条 熊本県請負工事成績評定要項

本工事は、熊本県請負工事成績評定要領に基づき評定を行う。

第8条 積算方式について

本工事は、「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の対象工事である。

第9条 補正係数について

本工事は、「土木工事標準積算基準」等により対象額毎に算出された共通仮設費率及び 現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じる積算方式の対象工事である。

【共通仮設費率(率分):1.1 現場管理費率:1.1】

第10条 単価適用日について

本工事は、令和7年7月15日時点における最新の熊本県土木部実施設計単価及び物価 資料により積算している。

第11条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本工事は、令和7年7月15日付けの設計単価で積算しているが、当初契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第12条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本工事は、令和6年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に基づき積算を行なっているが、<u>当初</u>契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第2編 共通 第2章 工程制約条件

第13条 工期について

工期: 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで。

(1) 上記工期には、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の 範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、 余裕期間以外の期間(実工事期間)は変わらず、工事開始日により工期末が決定す るので注意すること。

なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。

また、契約を締結するまでの間に、別紙様式-1により、工事開始日を通知すると共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。

- (2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- (3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別紙様式により、

監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものとする。

第14条 関係機関との連絡調整

工事用車両等の影響より、周辺道路の利用に影響が生じるおそれがある場合は、受注後、 工程、施工手法等が確定次第、利用者等へ説明及び予告看板設置、チラシ等の配布により 周知を図ること。

第3章 用地制約条件

第15条 用地取得の状況

工事区域の用地取得については、すべて完了している。

第4章 安全対策

第16条 交通誘導員(指定路線以外)

本工事は片側交互通行による施工を予定しており、標準作業量から交通誘導員 B を工事 箇所起終点に各1名ずつ配置の計 68 人計上している。

なお、交通誘導員の配置計画については、監督職員と事前に協議を行うこと。

また、警察等関係機関との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要が生じた場合は別途協議すること。

さらに、条件等の変更がなく、標準作業量から算定した設計計上人員と実際の配置人員 との間の差異のみの場合は、設計変更の対象としない。

第17条 危険防止対策等

施工計画書の中に安全管理に係る対策工を検討し記載すること。また、現地状況等を踏まえて施工手順について、十分検討し、監督職員に報告・協議したうえで施工すること。

第3編 施工管理第5章 再生資源

第18条 再生資材の利用等

- 1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等
- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した事項と異なる場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合で、

受注者の責めによるものでない事項については、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式1 〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕 を兼ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

第6章 建設副産物

第19条 建設発生土について

1. 本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は別途協議すること。これに伴い、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。

(1)受入箇所 :鍋ヶ滝駐車場造成予定地(小国町所有地)

(2)受入場所 : 阿蘇郡小国町黒渕

(3)受入時期 : 令和7年4月~令和9年3月

(4)受入時間帯:8時30分~16時30分(日曜・祝祭日)

(5)受入土質:第2種建設発生土等

(6) 受入土量 : 10, 000m3

(7) 運搬距離 : 6. 2 km

2. 運搬経路は現場→国道 212 号→国道 387 号→町道下滴水線→受入場所とし、他の経路を通行してはならない。

第20条 建設廃棄物処理実績集計表

請負者は、建設廃棄物処理実績集計表に記入し、しゅん工書類に含め提出すること。 請負者は、しゅん工書類提出時およびしゅん工検査時に、紙マニフェストのA、B2、 B1、D、E票(電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報を収録した磁気媒体C D ーR、あるいは受渡確認票)を持参し、監督職員あるいは検査員から提示を求められた場合には提示すること。

なお、E票については、しゅん工検査時点で最終処分業者より返送されていない場合は、 この限りではない。(E票は工期以降に返送される場合があるため)

第7章 安全管理

第21条 安全・訓練等の実施

安全·訓練等の実施については、土木工事共通仕様書1-1-30(工事中の安全確保)の規定によるものとする。また、以下の項目については特に留意すること。

(1)足場からの墜落事故防止対策

土木部発注工事において足場の設置を必要とする場合、改正「足場からの墜落・転

落災害防止総合対策推進要綱」(厚生労働省平成 27 年 7 月 1 日)を適用するものとする。

第4編 その他 第8章 その他

第22条 ワンデーレスポンスの実施

1.この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等(以下「協議等」という。)に対して、監督職員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議うえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

- 2. ワンデーレスポンスは、「土木工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3. 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を 把握できる工程管理方法について、監督職員と協議すること。
- 4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督職員に報告するものとする。

第23条 現場技術者等の腕章の着用について

1. 目 的

現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

- 2. 対象者
 - ①現場代理人 ②監理技術者又は主任技術者
- 3. 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。

着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

第24条 現場技術業務対象工事

本工事は、下記により監督委託業務を実施する。但し、契約後、変更となる場合がある。

- 1)本工事は現場における現場技術業務を㈱長田測量設計に委託しているので、土木工事共通仕様書第1編1-1-9 (現場技術員)(以下「監督補助員」という。)によるものとする。
- 2) 本工事を担当する監督補助員の氏名は次のとおりである。

監督補助員:市原 誠一郎

第25条 情報共有システム(設計額1千5百万円以上)

本工事は、情報共有システムを利用する工事である。

- (1)情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図面を 電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 本工事は、情報共有システムを利用することを原則とする。利用する情報共有システム及び登録に必要な基本情報については発注者と協議することとする。
- (3)情報共有システムの利用により、紙媒体の提出を妨げるものではない。電子化が困難な書類等は、紙媒体の提出でも構わないものとする。

第26条 特例監理技術者について

・本工事は、建設業法第26条第3項第2項の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

・本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第27条 技術者の専任を要しない期間(工事着手前)

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置、着手前測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

第28条 技術者の専任を要しない期間(しゅん工検査後)

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「工事竣工認定書」等における日付)とする。第29条 電子納品

(1) 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン」(以下「熊本県ガイドライン」という。)によるものとする。

(2) 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。

(3) 電子化に要する費用

電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの※2 で、特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経

費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

※2:「工事完成図書の電子納品要領(案)平成 20 年 5 月 国土交通省」の「8-4 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照

第30条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。

- 〇購入費の対象となる建設資材は、砕石類(クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、 割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)とする。
- ○輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

【事前協議】

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議する。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

第31条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「設計変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第32条 現場環境改善

1:工事現場の環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2:現場環境改善の内容については、別表第1の内容のうち原則として各項目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)に1内容ずつ(いずれか1項目のみ2内容)の合計5項目以上を実施するものとする。

3:現場環境改善については具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。

4: 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備,2.緑化・花壇
	3.ライトアップ施設,4.見学路及び椅子の設置
	5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2.労働宿舎の快適化
	3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)
	_4.現場休憩所の快適化
	5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識
現場環境改善	等)_
(安全関係)	2.盗難防止対策(警報器等)
	3.避暑(熱中症予防)·防寒対策
<u>地域連携</u>	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表
	4.デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む)
	5.見学会等の開催(イベント等の実施含む)
	6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	<u> 7.パンフレット・工法説明ビデオ</u>
	8.地域対策費(地域行事等の経費を含む)
	9.社会貢献

第33条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の 状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

第34条 留意事項

本工事の施工に当たっては、次の点について留意すること。

- (1) 工事受注後、現場の立ち入りに当たっては、関係地権者並びに工事施工に伴い影響を与える周辺土地所有者又は駐在員に必ず工事着手の挨拶を行うこと。
- (2) 施工中の現場においては、地権者及び通行人等への挨拶を行うこと。
- (3) 施工完了後、周辺の整理を行うこと。
- (4) 1日の作業終了時には必ず現場の安全確認を行い、安全施設等の点検を行うこと。
- (5) 1日の作業終了は、極力中途半端な状況で終了しないようにすること。
- (6)施工期間中は現場の維持補修を適切に行い、通行人および通行車両の安全を確保すること。
- (7)地権者等からの要望や支障物件については、現場で判断せずに監督職員と協議すること。
- (8) 事業損失等がでないように周辺の環境に配慮すること。

- (9)毎月末の進捗状況を翌月5日までに監督職員に報告すること。
- (10) 現地状況に変更等が確認された場合、その都度速やかに監督職員に報告、協議すること。
- (11) その他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ、施工すること。
- (12) 隣接関係者にチラシ等の周知を行い、作業時には影響がないように注意を払い、工事を進めること。

第35条 阿蘇地域における公共施設の景観配慮の取り決めについて

阿蘇地域における公共施設は、自然公園法に基づく特別区域及び特別保護地区について、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所との協議等の結果を踏まえ整備するものとする。

また、阿蘇の世界文化遺産登録を見据え、適宜、有識者等の意見を伺いながら、地域の 景観形成に取り組むものとする。

(発注者) 殿

(受注者) 住 所 商号又は名称 代表者氏名

工事開始日通知書 (変更協議書)

次の工事について、工事開始日を定めました(変更したい)ので通知(協議) します。

工事名	
工事場所	
	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること
	変更の場合の記載例)
工事の始期 (工事開始日)	(当初) 令和3年4月23日
	 (変更)令和3年3月23日 (余裕期間31日短縮)
	(发史) 相 0 年 0 2 0 日 (水柏朔雨 0 日 应相)
	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること
	変更の場合の記載例)
工事の終期	(当初)令和3年10月29日
(工事完成日)	(+
	(変更)令和3年9月28日 (工期末31日短縮)

- ※1 本通知書は、契約書の提出期限内に提出すること。
 - 2 工事の終期は、本通知に記載した工事開始日に、特記仕様書に示す実工期期間を加えた期日を記載すること。
 - 3 契約書上の工期は、始期は契約日の翌日を、終期は本通知書における工事の終期を記載するので注意すること。
 - 4 変更協議を行う場合は、「工事開始日<u>通知書</u>」を「工事開始日<u>変更協議</u> <u>書</u>」に、「工事開始日を<u>定めました</u>ので<u>通知</u>します」を「工事開始日を 変更したいので<u>協議</u>します」に改めること。

予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	道路改良工事
予定価格(税込)	¥19,160,900
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥695,541

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。

建設事故等における報告の徹底について(緊急連絡)

1 休日等の緊急連絡先

※1

①現場での事故等が夜間及び土・日、祝日に発生した場合は、負傷の有無に関わらず速 やかに下記の緊急連絡先に連絡するものとする。

(電話番号等については、契約後速やかに主任監督員から情報を得ること)

- ②下記緊急連絡先は施工計画書内に記載するものとし、併せて現場代理人、主任技術者、 監理技術者に周知徹底を行うこととする。
- ③下記緊急連絡先は、夜間及び土・日、祝日の場合のみとし、平日の開庁時の利用は行わないこととする。
 - ④下記緊急連絡先は、上記①以外の目的での使用及び悪用してはならない。

【緊急連絡先】

I 連絡順位1位(総括監督員)

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇 (道路班長)

Ⅱ 連絡順位2位(主任監督員の所属課長)

電話番号 〇〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇 (工務課長)

Ⅲ 連絡順位3位(主任監督員の所属課内の他の班長)

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇 (治水班長)

<連絡手順>

上記連絡者の何れかと必ず連絡が取れるまで継続的に電話し続ける。

また、連絡が取れなかった場合でも、電話を掛けた相手の「留守番電話」「伝言メモ」に 必ずメッセージを残すこととする。

※ 1

県が発注する工事現場内において、建設事故または公衆災害が発生した場合。

(公衆災害:一般通行車両や自転車、歩行者等の事故)